

「ジーンズソムリエ」ロゴマーク、呼称及びロゴタイプ等使用規約

もくじ

第1条 目的	・ ・ ・ ・ ・	P 2
第2条 定義	・ ・ ・ ・ ・	P 2
第3条 管理者	・ ・ ・ ・ ・	P 2
第4条 使用対象	・ ・ ・ ・ ・	P 2－3
第5条 使用方法	・ ・ ・ ・ ・	P 3－4
第6条 申請方法	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第7条 不正使用	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第8条 使用料	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第9条 期間	・ ・ ・ ・ ・	P 5
第10条 報告	・ ・ ・ ・ ・	P 5
第11条 改訂その他	・ ・ ・ ・ ・	P 5
別紙	ジーンズソムリエの表記、ロゴマーク及びロゴタイプ	・ ・ ・ P 7－8

「ジーンズソムリエ」ロゴマーク、呼称及びロゴタイプ等使用規約

第1条 目的

1. ジーンズソムリエ資格認定制度は、専門知識が必要とされるジーンズ選びのアドバイザーとして、「ジーンズソムリエ」の育成を行うことを目的としています。
2. 「ジーンズソムリエ」には、ジーンズの製造・販売等に関する深い知識を有し、ジーンズを着用される全ての方に“ジーンズの本質”“ジーンズの魅力”を伝える役割を担っていただくことを目指しています。
また、これにより一人でも多くの方が、こだわりをもって1本のジーンズを選び、ファッションライフに取り入れていくことによってジーンズマーケットが活性化され、日本が誇るジーンズ文化が、更なる価値を持って長く継承されていくことを期待しています。
3. 「ジーンズソムリエ ロゴマーク、呼称及びロゴタイプ等使用規約」（以下「本規約」という。）は、上記の理念を実現するために、「ジーンズソムリエ ロゴマーク等」を使用する際の規定事項をまとめたものです。

第2条 定義

本規約で規定する「ジーンズソムリエ ロゴマーク等」とは、ジーンズソムリエの呼称並びに別紙に定めるジーンズソムリエの表記、ロゴマーク及びロゴタイプ並びにこれらを組み合わせた意匠並びに第1条に定める理念を用いたコンセプト文等です。
具体的な使用方法については「ジーンズソムリエ ロゴマーク等使用ガイドライン」を参照するとともに、ロゴマーク及びロゴタイプは必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。

第3条 管理者

ジーンズソムリエ ロゴマーク等の管理者は、一般社団法人倉敷ファッションセンターです。

ジーンズソムリエ (Jeans Sommelier) の呼称及びロゴマークは、一般社団法人倉敷ファッションセンターが、中国及び日本において登録しています。

第4条 使用対象

1. ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用できるのは、原則としてジーンズソムリエ資格認定試験に合格し、ジーンズソムリエに認定された個人（以下「ジーンズソムリエ有資格者」という。）に限ります。
2. ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用できるのは、原則として、ジーンズソムリエ有資格者が、固有の認定資格を掲示するために使用する場合（第5条1. 及び2.）に限ります。
3. ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用できるのは、ジーンズソムリエ資格認定制度

及び認定資格の価値を損なわず、かつそのイメージを毀損せずに、ジーンズソムリエ有資格者の付加価値向上及びジーンズソムリエ資格認定制度のイメージアップにつながる案件に限ります。

4. 日本国内外の企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者が、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合（第5条3.）は、所定の手続き（第6条）をもって一般社団法人倉敷ファッションセンターに申請して下さい。
5. 報道機関等がジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用する場合又は調査研究を行う者がジーンズソムリエ ロゴマーク等をその調査研究のために使用する場合は、一般社団法人倉敷ファッションセンターに直接お問い合わせください。
6. 一般社団法人倉敷ファッションセンターは、管理者の権限において、一般社団法人倉敷ファッションセンター及び岡山県アパレル工業組合の事業活動に必要な範囲で、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用します。

第5条 使用方法

1. ジーンズソムリエ有資格者は、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を、名刺、履歴書、個人のwebサイト又はマーケティング資料等に掲示できます。
2. ジーンズソムリエ有資格者は、自らが所属する売り場、事業所又は展示会場等に「ジーンズソムリエ認定証（Diploma of Jeans Sommelier）」を掲示することができます。
3. 日本国内外の企業若しくは団体又はジーンズソムリエ有資格者は、所定の手続き（第6条）をもって一般社団法人倉敷ファッションセンターに申請し、書面による承諾を得られた場合に限り、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等のブランド活動に使用することができます。ただし、展示会又は売り場等で使用する場合は、各現場に1名以上のジーンズソムリエ有資格者の配置が必要です。また、カタログに使用する場合は、当該カタログの編集者には1名以上のジーンズソムリエ有資格者を配置する必要があり、webサイトで使用する場合は、当該webサイトの運営管理者には1名以上のジーンズソムリエ有資格者を配置する必要があります。
4. ジーンズソムリエ ロゴマーク等を、商品（個別商品やパッケージ、書籍等を含む）又はサービス等に付与して使用することは出来ません。また、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を、屋号、商号、ドメイン名、製品名、サービス名又はロゴその他の商標に含めることは出来ません。
5. 日本国内外の企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者が、一般社団法人倉敷ファッションセンターの承諾を得て、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合（第5条3.）において、他の商品又はサービス等と近接又は並列して提示・販売する場合は、カテゴリー分けやコーナー分けを明確に区分して、消費者が誤認しないための配慮をしなければなりません。

6. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の具体的な使用方法等については、「ジーンズソムリエ ロゴマーク等使用ガイドライン」を参照してください。

第6条 申請方法

1. ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用するための申請方法は、以下のとおりです。
 - 1) ジーンズソムリエ有資格者が、固有の認定資格を掲示するために使用する場合（第5条1. 及び2.）は、一般社団法人倉敷ファッションセンターに申請書を提出する必要はありません。
 - 2) 日本国内外の企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者が、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合（第5条3.）は、配置するジーンズソムリエ有資格者を明記の上、申請書（様式1）を一般社団法人倉敷ファッションセンターに郵送にて提出してください。

なお、複数のジーンズソムリエ有資格者を、展示会若しくは売り場等の各現場に、又はカタログの編集者、webサイトの運営管理者等として配置する場合でも、いずれか1人のジーンズソムリエ有資格者を記入していただければ結構です。
 - 3) 一般社団法人倉敷ファッションセンターは、申請を審査した上で審査結果を連絡します。
2. 審査には申請書が一般社団法人倉敷ファッションセンターに到着してから1週間程度を要しますので、余裕をもって申請をしてください。
3. 報道機関等その他の方は、一般社団法人倉敷ファッションセンターへ直接お問い合わせください。

第7条 不正使用

1. ジーンズソムリエ ロゴマーク等を以下のように使用することはできません。
 - 1) 募金活動と結びつけて使用すること
 - 2) 提供する商品やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、又はそのように見える使用をすること
 - 3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
 - 4) ジーンズソムリエ資格認定制度の趣旨に反するような方法で使用すること
 - 5) 商品・サービス名や企業・団体名と組み合わせで使用すること
2. 一般社団法人倉敷ファッションセンターは、以下のような場合には、ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用を停止させることができます。
 - 1) 本規約に違反した場合、又はその疑いがあり、一般社団法人倉敷ファッションセンターからの是正指示に応じない場合
 - 2) 「ジーンズソムリエ ロゴマーク等使用ガイドライン」に違反した場合、又はその疑いがあり一般社団法人倉敷ファッションセンターからの是正指示に応じない場合

第8条 使用料

使用対象（第4条）は、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を無償で使用できます。

第9条 期間

ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用できる期間は、次のとおりです。

- 1) ジーンズソムリエ有資格者が、固有の認定資格を掲示するために使用する場合（第5条1. 及び2.）は、期間の定めはありません。
- 2) 企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者がジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合（第5条3.）は、一般社団法人倉敷ファッションセンターから承諾を受けた当該年度末の3月31日までとします。ただし、その使用状況を、一般社団法人倉敷ファッションセンターに第10条所定の方法で報告し、一般社団法人倉敷ファッションセンターが承諾した場合は、期間を最長で1年間延長することができます。

第10条 報告

1. ジーンズソムリエ有資格者が、固有の認定資格を掲示するために使用する場合（第5条1. 及び2.）は、報告の必要はありません。
2. 一般社団法人倉敷ファッションセンターから承諾を受けた企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者が、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合（第5条3.）は、ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用状況の報告を、一般社団法人倉敷ファッションセンターから承諾を受けた当該年度末の3月31日までに（展示会等期限が1年未満のものは終了後速やかに）、以下の項目からなる報告書（様式4）を一般社団法人倉敷ファッションセンターへ提出してください。
 - 1) ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用目的、プロジェクト名及びブランド名
 - 2) ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用した使用場所及び方法
 - 3) 上記 2) が分かる写真、記事又は広告等
 - 4) 使用期間（開始日から終了日または終了予定日）
 - 5) 翌年度継続を予定する場合はその使用期間なお、提出された内容及び写真等は、一般社団法人倉敷ファッションセンターが管理者の権限において、又は一般社団法人倉敷ファッションセンター及び岡山県アパレル工業組合がジーンズソムリエ資格認定試験の広報に必要な範囲で、使用する場合があります。
3. 報道機関等その他の方は、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用した実施物を一般社団法人倉敷ファッションセンターへ速やかに提出してください。

第11条 改訂その他

本規約は、一般社団法人倉敷ファッションセンターにより、事前の通知なく改訂される

場合があります。

附則

施行日：平成25年12月

改訂：平成26年2月

問い合わせ・申請先

一般社団法人倉敷ファッションセンター（ジーンズソムリエプロジェクト事務局）

〒711-0921 岡山県倉敷市児島駅前1-46

電話：086-474-6800 FAX：086-474-6801

E-mail info3@k-fc.com

別紙

ジーンズソムリエの表記、ロゴマーク及びロゴタイプは、以下のとおりとします。

1. 表記

全角大文字	J E A N S S O M M E L I E R	半角大文字	J E A N S S O M M E L I E R
全角小文字	j e a n s s o m m e l i e r	半角小文字	j e a n s s o m m e l i e r
全角大小混	J e a n s S o m m e l i e r	半角大小混	J e a n s S o m m e l i e r
カナ	ジーンズソムリエ		

※表記は、いかなるフォントのテキストで使用する場合も、大文字／小文字、スペースも含め上記の正式名称を変更することは出来ません。

2. ロゴマーク



基本使用



反転使用

※ロゴマークは、必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。

※ロゴマークの拡大・縮小は可能ですが、たてよこ比やデザインの変更はできません。

※ロゴマークを回転させて、任意の角度をつけて使用することはできません。必ず上記の向きで使用してください。

3. ロゴタイプ

JEANS SOMMELIER

基本使用

JEANS SOMMELIER

反転使用

※ロゴタイプは、必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。

※ロゴタイプの拡大・縮小は可能ですが、たてよこ比やデザインの変更はできません。

4. ロゴタイプ (パーツ)

JEANS

基本使用 パーツ①

SOMMELIER

基本使用 パーツ②

JEANS

反転使用 パーツ①

SOMMELIER

反転使用 パーツ②

※①②の2つのパーツを必ず同時に使用してください。

※必ずパーツ①「JEANS」は、パーツ②「SOMMELIER」の左側又は上側に接触しないように組み合わせ、2つのパーツを同一の角度、同一の表示色とし、一体的なロゴタイプと認識されるよう配慮のうえ使用してください。

※ロゴタイプは、必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。

※ロゴタイプの拡大・縮小は可能で、パーツ毎にその比率を変更しても構いません。但し、2つのパーツは、高さ比で2：1を超えない範囲としてください。また、たてよこ比やデザインの変更はできません。

以上